埼玉県における地域保健医療計画及び地域医療構想の推進体制

地域保健医療計画推進協議会

設置根拠:なし(任意)

設置目的:計画の推進のための協議

関係機関の協力確保

主な内容:計画の試案作成

計画の取組状況に関する意見聴取

関係団体への協力依頼

地域医療構想推進会議

設置根拠:なし(任意)

設置目的:地域医療構想の推進に必要な助言

関係機関による協議の促進

主な内容:区域を超えた全県的な課題を解決

するための協議

地域医療構想の取組状況に関する

意見聴取

地域保健医療・地域医療構想協議会(地域医療構想調整会議)

設置根拠:医療計画作成指針(圏域連携会議)

医療法第30条の14(地域医療構想に関する協議の場)

設置目的:地域保健医療計画の圏域における取組の推進

地域医療構想の達成を推進するための協議

主な内容:地域保健医療計画の試案に関する意見聴取

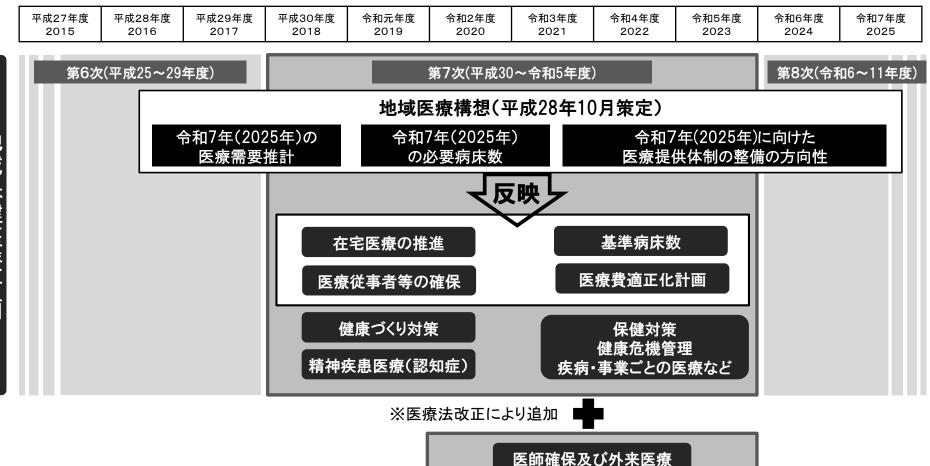
地域保健医療計画の圏域別取組に対する意見聴取

地域医療構想の達成に必要な事項の協議

全

県

埼玉県地域医療構想と埼玉県地域保健医療計画



- 〇 地域医療構想は、地域保健医療計画の一部として第6次計画期間中に策定
- 地域医療構想は2025年を見据えた構想であるため、第7次計画に考え方を反映